

【タイトル】源泉部会・7月研修会

【日時】平成20年7月3日(木)

PM3:00~4:45

【場所】法人会館2階会議室

【演題】「退職金の取り扱い(事例研究)」

【講師】林 法人課税第2部門統括官



【概要】

(1) 5回 複数回退職金をもらっている役員経験者の例で、それぞれに問題が無いかを研修した。

既に打ち切り支給している退職金と別に、慰労金をもらった。

退職金は打ち切り支給しているが行われているので、慰労金は賞与として課税。

(支払った時に、給与の前例が無かった場合は乙欄課税)

イ. 慰労金 ÷ 12ヶ月から、1ヶ月分の乙欄の金額を算出

ロ. 1ヶ月分の乙欄の金額 × 12ヶ月 = 源泉徴収額

この他は、勤続年数の重複が無いので、問題がなかった。

(2) 次に、事例研究として5つケースで研修した。主なものは以下の通り。

既に退職金の支払いを受けている場合の退職所得控除額

(当社を一度退職し、その後復職した者のケース)はどのように算出するか?

復職前と復職後の勤続期間を合計した勤続年数(1年未満の端数は切り上げ)に対応する退職所得控除額

- 復職前の勤続期間(1年未満の端数は切り捨て)に対応する退職所得控除額

同一年中に2ヶ所以上から退職金を受ける者の、当社での勤続年数

(代表者が関連の数社の代表取締役を兼ねていたが、本年相次いで退任し、当社の代表取締役も近々退任するケース)

イ. それぞれの退職金についての勤続年数を計算し、)そのうち最も長い期間の勤続年数の期間がベースになる。

ロ. イ以外の期間に、イと重複していない期間があれば、それを加算する。